

特定事案調査等に関する三六協定の運用（整理・確認）について

2019.9.13
かんぽ生命保険
信越エリア本部

1 趣旨

特定事案調査等に関する業務量増加による三六協定の運用について、整理・確認します。

2 2019年度三六協定締結状況（信越エリア内各支店）

項 目		一般条項	特別条項
延長することができる時間	1日	3時間（非番日労働を除く）	4時間
	1箇月	40時間（ただし、4月・9月・12月・3月は45時間） （休日労働時間数を含まず）	60時間（休日労働時間数を含む。）
	1年	350時間（起算日2019.4.1）	480時間（起算日2019.4.1）
労働させることができる休日		1箇月について1日	1箇月について2日 1日につき12時間以内とする
非番日労働		1箇月について1日 1日につき11時間以内とする	1箇月について2日 1日につき12時間以内とする

※ 「赤字」記載部分が、協定書に明文化されていない、今回の考え方の整理・確認項目です。

3 特別条項の適用

- ・ 今回の特定事案調査等に関する各種対応は、第4条における「重大な顧客対応」の該当項目とし、特別条項の適用とします。
- ・ 特別条項による休日労働日数については「-」、非番日についてはありませんが、それぞれ1箇月2日とします。
- ・ 特別条項の適用時は、事前に支部（職場代表）に通知します。
なお、属人的な負荷とならないよう、勤務時間インターバルの確保に十分に配慮します。
- ・ 本書に記載のない項目は、協定書に基づくものとします。また、今回の確認・整理に伴い、協定書の変更（協定再締結）します。
- ・ 36協定の有効期間は1年間となるため、本協定書の有効期間は2019年10月1日から2020年9月30日とします。
なお、2020年4月1日以降は、新たに協定書を締結し、本協定書は2020年3月31日で破棄します。